

# 放課後かまくらっ子について

## 放課後かまくらっ子（放課後子どもも総合プラン）の概要

放課後かまくらっ子とは、全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる事業として、アフタースクール（放課後子どもひろば）と学童保育（子どもの家）を一体的に実施するもので、国が示している「放課後子どもも総合プラン」の鎌倉版です。

2020年より、市内すべての小学校区で実施しています。

### 放課後かまくらっ子

登録の種類		放課後子どもひろば	子どもの家
開所時間	月曜日～金曜日 (通常期)	放課後から午後5時まで (冬季は午後4時30分まで)	放課後から午後6時まで ※延長利用の場合は午後7時まで
	月曜日～金曜日 (学校休校日)	午前8時30分から午後5時まで (冬季は午後4時30分まで)	午前8時から午後6時まで ※早朝利用の場合は午前7時15分から ※延長利用の場合は午後7時まで
	土曜日		午前8時30分から午後5時30分まで ※早朝利用の場合は午前7時30分から
対象児童		当該小学校区在住の児童	就労等により保護者が昼間家庭にいない 当該小学校区在住の児童
事業の目的		放課後の居場所の提供 学校の授業とは異なる活動体験の提供 → 「遊びの場」	放課後の家庭的な支援、第二の家庭 (健康管理・生活支援) ⇄ 家庭との連携 → 「生活の場」
活動場所・活動内容		授業終了後 →子どもひろばへ来所 帰宅時は30分ごとに一斉帰宅 最終帰宅時刻 夏季 午後5時 冬季 午後4時30分	授業終了後 →子どもの家に帰宅、おやつの提供あり 帰宅時はご家庭と相談のうえ 最終帰宅時刻 午後6時 ※延長の場合は午後7時まで
		「子どもひろば」登録児童・「子どもの家」登録児童とともに、 放課後子どもひろばや校庭・体育館などで活動	

※ 放課後かまくらっ子は、日曜日、祝日、年末年始はお休みになります。

※ お問い合わせは、各施設または指定管理者までお願いします。

連絡先は同封の入所案内をご参照ください。

# 利用手続きまとめ

放課後かまくらっ子の利用方法は次の3パターンあり、それぞれ必要書類等が異なります。

下の表をご覧いただき、ご申請（書類提出）をお願いします。各事業の詳細は入所案内をご覧ください。不足書類がある場合は恐れ入りますが、各施設までお問い合わせいただくか理究キッズHPをご覧ください。

なお、提出先は各施設です。各施設住所は入所案内をご確認ください。

## ①「放課後子どもひろば」のみの利用

## ②「放課後子どもひろば」利用と「子どもの家臨時利用」

## ③「子どもの家」の利用

	入所案内	必要書類	受付期間 (日・祝を除く)
①	・「放課後子どもひろばの利用登録手続きについて」	・放課後子どもひろば利用登録申請書 ・児童健康調査票、地図	11月1日から 受付開始
②	・「放課後子どもひろばの利用登録手続きについて」 ・「子どもの家臨時利用について」	①に加え ・【臨時利用版】子どもの家入所申請書 ・就労等証明書（遅延届） ・利用質問表	利用開始希望日の 2週間前まで
③	・「子どもの家入所手続きについて」	・子どもの家入所申請書 ・就労等証明書（遅延届） ・児童健康調査票、地図 ・利用質問表	11月1日～15日 一次受付期間  詳しくは、利用案内をご確認ください。

**書類提出先：放課後かまくらっ子 各施設**

**受付時間：平日 10:00～18:00 土曜 8:30～17:30 ※日曜・祝日は休み**

平日 10:00～12:00・土曜 9:00～17:00 にお越しいただくと、スムーズにご案内できます。